

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項及び第801条第3項に定める書面)

令和7年6月2日

株式会社鎌倉新書
株式会社エイチームライフデザイン

令和7年6月2日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区京橋二丁目14番1号
株式会社鎌倉新書
代表取締役 小林 史生

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社エイチームライフデザイン
代表取締役 間瀬 文雄

株式会社エイチームライフデザイン（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社鎌倉新書（以下「承継会社」といいます。）は、令和7年4月10日付け吸収分割契約（以下「分割契約」といいます。）に基づき、令和7年6月2日を効力発生日として、分割会社とその営むライフエンディングの総合サイト「ライフドット（Life.）」事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法（以下「法」といいます。）第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに同法施行規則（以下「規則」といいます。）第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（規則第189条第1号）
令和7年6月2日
2. 分割会社における法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（規則第189条第2号）
 - (1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 法第785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は、法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 法第787条の規定による手続の経過
分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、法第787条の規定による手続は行っていません。
 - (4) 法第789条の規定による手続の経過
分割会社は、法第789条第2項及び第3項の規定により令和7年4月25日付けの官報及び同日付けの日刊工業新聞において債権者に対し公告を行いました。同条1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに法第797条及び第799条の規定による手続の経過（規則第189条第3号）
 - (1) 法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 法第797条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、法第799条第2項及び第3項の規定により令和7年4月25日付けの官報及び電子公告において債権者に対し公告を行いました。同条1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第189条第4号）

承継会社は、効力発生日である令和7年6月2日をもって、分割会社が営む事業の一部であるライフエンディングの総合サイト「ライフドット (Life.)」事業に関して有する権利義務の一部として、分割契約の別紙承継権利義務明細表に記載された同事業に係る資産及び負債並びに契約上の権利義務及び地位等を承継いたしました。本件吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額（概算値）は25百万円、負債の額（概算値）は12百万円です。

5. 法第923条の変更登記をした日（規則第189条第5号）

分割会社及び承継会社は、令和7年6月12日に本件吸収分割による変更登記申請を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以 上